省令

○厚生労働省令第二十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十五条第一項第十号、第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十四日

厚生労働大臣　後藤　茂之

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十五条第一項第十号の厚生労働省令で定める第二類物質）	（令第九条の三第二号の厚生労働省令で定める第二類物質）
第六百六十二条の二　令第十五条第一項第十号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。	**第六百六十二条の二**　令第九条の三第二号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。
別表第七（第八十五条、第八十六条関係）	**別表第七**（第八十五条、第八十六条関係）

機械等の種類	事項	図面等
（略）		
十七　令第十五条第一項第十号の特定化学設備（以下この項において「特定化学設備」という。）及びその附属設備	（略）	（略）
（略）		

機械等の種類	事項	図面等
（略）		
十七　令第九条の三第二号の特定化学設備（以下この項において「特定化学設備」という。）及びその附属設備	（略）	（略）
（略）		

第二条　労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）	**別表第二**（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		
アクリル酸エチル	（略）	
アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		
アクリル酸エチル	（略）	
（新設）		